

# 宮城県公報

発行 県  
 宮(総務部県政情報・文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

ページ

## ○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

## 告示

(森林整備課) 一

○宮城県告示第九百四十七号  
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和元年十二月二日

宮城県知事 村井嘉浩

## 皆伐面積の限度(ヘクタール)

同一の単位とされる  
保安林等の区域

水源かん養保安林

本吉地区  
北上川下流

三七八・二八

石巻地区  
追川地区

二九〇・〇二

江合川上流

三五六・七〇

鳴瀬川上流

九二〇・一〇

江合川下流

七二二・九七

鳴瀬川下流

一、二七二・六八

黒川地区

〇・八四

白石地区

二三四・九六

仙台地区

一、二九四・一八

黒川地区

一、三六六・一二

白石地区

土砂流出防備保安林	本吉地区
北上川下流	二三・五三
石巻地区	八・一〇
迫川地区	二五・〇二
黒川地区	六四・四二
鳴瀬川下流	一六六・三六
江合川上流	二〇五・一五
鳴瀬川上流	二二・一二
黒川地区	三六・六四
仙台地区	六五・五〇
白石地区	二二三・六六
仙台市	五・一八
蔵王町	〇・一二
川崎町	〇・四六
石巻市	二七・九二
氣仙沼市	二〇・三七
白石市	三・一八
角田市	二・〇八
登米市	九・九四
栗原市	〇・〇〇
東松島市	五・三四
大崎市	五六・九〇
柴田町	二・七二
七ヶ宿町	〇・九八
丸森町	三・六〇
大和町	〇・三〇
大郷町	六・七二
加美町	六・八二
女川町	一六・九二
南三陸町	〇・七六
石巻市	一、二九四・一八

魚つき保安林

土砂流出防備保安林	本吉地区
北上川下流	二三・五三
石巻地区	八・一〇
迫川地区	二五・〇二
黒川地区	六四・四二
鳴瀬川下流	一六六・三六
江合川上流	二〇五・一五
鳴瀬川上流	二二・一二
黒川地区	三六・六四
仙台地区	六五・五〇
白石地区	二二三・六六
仙台市	五・一八
蔵王町	〇・一二
川崎町	〇・四六
石巻市	二七・九二
氣仙沼市	二〇・三七
白石市	三・一八
角田市	二・〇八
登米市	九・九四
栗原市	〇・〇〇
東松島市	五・三四
大崎市	五六・九〇
柴田町	二・七二
七ヶ宿町	〇・九八
丸森町	三・六〇
大和町	〇・三〇
大郷町	六・七二
加美町	六・八二
女川町	一六・九二
南三陸町	〇・七六
石巻市	一、二九四・一八

保健保安林

氣仙沼市  
東松島市  
女川町  
南三陸町  
宮城北部地区  
宮城南部地区

二・一八  
○・四二  
○・九〇  
二・三一  
○・九〇  
六・九〇  
二・三四